

災害時における石油類燃料の優先供給に関する協定書

旭川市（以下「甲」という。）と旭川地方灯油小売商組合（以下「乙」という。）は、地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が必要とする石油類燃料を乙が優先的かつ安定的な供給を行うために、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、甲が乙に対して石油類燃料の優先供給に関し協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請方法）

第2条 甲は、災害時において必要があると認めるとき、乙に対して要請書（様式第1号）により石油類燃料の優先供給について協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は電話等で要請し、事後速やかに要請書を交付するものとする。

（協力義務）

第3条 乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り協力するものとする。協力の範囲は次のとおりとする。

甲が指定する施設等への灯油の供給

（運搬及び納品）

第4条 石油類燃料の運搬は、乙が行うものとする。

2 石油類燃料の納品場所は、甲が指定するものとし、甲は納品を確認のうえ引き取るものとする。

3 前項の納品について、緊急を要する場合は、乙が指定する旭川市内の販売店等で給油できるものとする。

（報告）

第5条 乙は甲の要請により協力した場合は、速やかに甲に対し、報告書（様式第2号）により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話等により報告し、事後、報告書を提出するものとする。

（経費の負担）

第6条 この協定により乙が供給した石油類燃料及び運搬に要した経費は、甲が負担するものとする。

2 前項の経費は、災害時直前における適正価格を基準として、甲、乙協議して定める。

（経費の請求及び支払）

第7条 石油類燃料等の経費は、乙の作成した請求書により請求するものとする。

2 甲は前項の規定による乙からの代金の請求があったときは、その内容を確認のうえ、その日から起算して30日以内に代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いに予算上の措置を必要とする場合は、この限りでない。

(連絡責任者)

第8条 甲及び乙は、協力要請等を円滑に行うため、それぞれ連絡責任者を定め、相手方に通知するものとし、変更ある場合においても同様とする。

2 乙は、甲が要請する業務を迅速かつ円滑に実施できるよう、非常時の体制を構築し、平時から業務に従事する者等に十分な周知を図るものとする。

(協議)

第9条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期限)

第10条 この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもつて協定終了の通知をしない限り、その効力は持続するものとする。

この協定の締結を証するため本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成23年12月19日

甲 旭川市

旭川市長 西川 将人



乙 旭川市豊岡1条1丁目2番11号

旭川地方灯油小売商組合

組合長 森川 時夫

